

改正後	現 行
<p>(7) <u>主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費</u></p> <p>① <u>主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費について</u></p> <p>(一) <u>旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援については、令和9年3月31日までの間、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費を支給すること。</u></p> <p>(二) <u>旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援の提供時間については、1の(3)を準用する。</u></p> <p>(三) <u>休業日の営業時間が6時間未満に該当する場合の単位数の算定について</u>  <u>通所報酬告示別表2第2の1の注3の開所時間減算については、2の(1)の①(六)を準用する。</u></p> <p>② <u>児童指導員等加配加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表2第2の1の注8の児童指導員等加配加算については、2の(1)の④を準用する。</u></p> <p>③ <u>専門的支援体制加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表2第2の1の注9の専門的支援体制加算については、2の(1)の④の2を準用する。</u></p> <p>④ <u>看護職員加配加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表2第2の1の注10の看護職員加配加算については、2の(1)の④の3を準用する。</u></p> <p>⑤ <u>家族支援加算の取扱い</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 2 の家族支援加算については、2 の（1）の⑤を準用する。</u></p> <p>⑥ <u>子育てサポート加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 3 の子育てサポート加算については、2 の（1）の⑥を準用する。</u></p> <p>⑦ <u>食事提供加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 4 の食事提供加算については、2 の（1）の⑦を準用する。</u></p> <p>⑧ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 5 の利用者負担上限額管理加算については、2 の（1）の⑧を準用する。</u></p> <p>⑨ <u>福祉専門職員配置等加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 6 の福祉専門職員配置等加算については、2 の（1）の⑨を準用する。</u></p> <p>⑩ <u>栄養士配置加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 7 の栄養士配置加算については、2 の（1）の⑩を準用する。</u></p> <p>⑪ <u>欠席時対応加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 8 の欠席時対応加算については、2 の（1）の⑪を準用する。</u></p> <p>⑫ <u>専門的支援実施加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 9 の専門的支援実施加算については、2 の（1）の⑫を準用する。</u></p> <p>⑬ <u>集中的支援加算の取扱い</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 10 の集中的支援加算については、2 の（1）の⑫の 3 を準用する。</u></p> <p>⑭ <u>個別サポート加算（Ⅱ）の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 11 の個別サポート加算（Ⅱ）については、2 の（1）の⑫の 7 を準用する。</u></p> <p>⑮ <u>入浴支援加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 12 の入浴支援加算については、2 の（1）の⑫の 8 を準用する。</u></p> <p>⑯ <u>医療連携体制加算（Ⅶ）の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 13 の医療連携体制加算（Ⅶ）については、2 の（1）の⑬の（一）から（四）までを準用する。</u></p> <p>⑰ <u>送迎加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 14 の送迎加算については、2 の（1）の⑭の（四）から（六）までを準用する。</u></p> <p>⑱ <u>延長支援加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 15 の延長支援加算については、2 の（1）の⑮の（二）を準用する。</u></p> <p>⑲ <u>関係機関連携加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 16 の関係機関連携加算については、2 の（1）の⑮の 2 を準用する。</u></p> <p>⑳ <u>事業所間連携加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 17 の事業所間連携加算については、2 の（1）の⑮の 3 を準用する。</u></p> <p>㉑ <u>保育・教育等移行支援加算の取扱い</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 18 の保育・教育等移行支援加算については、2 の (1) の⑮の 4 を準用する。</u></p> <p>⑳ <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 2 の 19、20 及び 21 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の (1) の⑯を準用する。</u></p> <p>(8) <u>医療型経過的児童発達支援給付費</u></p> <p>① <u>医療型経過的児童発達支援給付費について</u>  <u>旧医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援については、令和 9 年 3 月 31 日までの間、医療型経過的児童発達支援給付費を支給すること。</u>  <u>なお、旧医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援の提供時間については、1 の (3) を準用する。</u></p> <p>② <u>家族支援加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 2 の家族支援加算については、2 の (1) の⑤を準用する。</u></p> <p>③ <u>子育てサポート加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 3 の子育てサポート加算については、2 の (1) の⑥を準用する。</u></p> <p>④ <u>食事提供加算の取扱い</u></p>	<p>(新設)</p>